

本県の障害者虐待の 動向等について

愛知県 障害福祉課
業務・調整グループ

はじめに

- 今年度より、全事業所等において虐待防止に係る委員会の設置や定期的な研修の実施等が義務化されました。
- 本研修の内容を、各事業所等・法人内で伝達していただき、障害者の権利擁護・虐待防止の問題を改めて見直してください。
- 虐待であったか否かに関わらず、職員体制・支援内容を検証することで、専門性の向上に努めてください。

はじめに

ここでは…

- 本県の障害者虐待の動向等
- 義務化された取組等の再確認

お話させていただきます。

本県の 障害者虐待の動向等

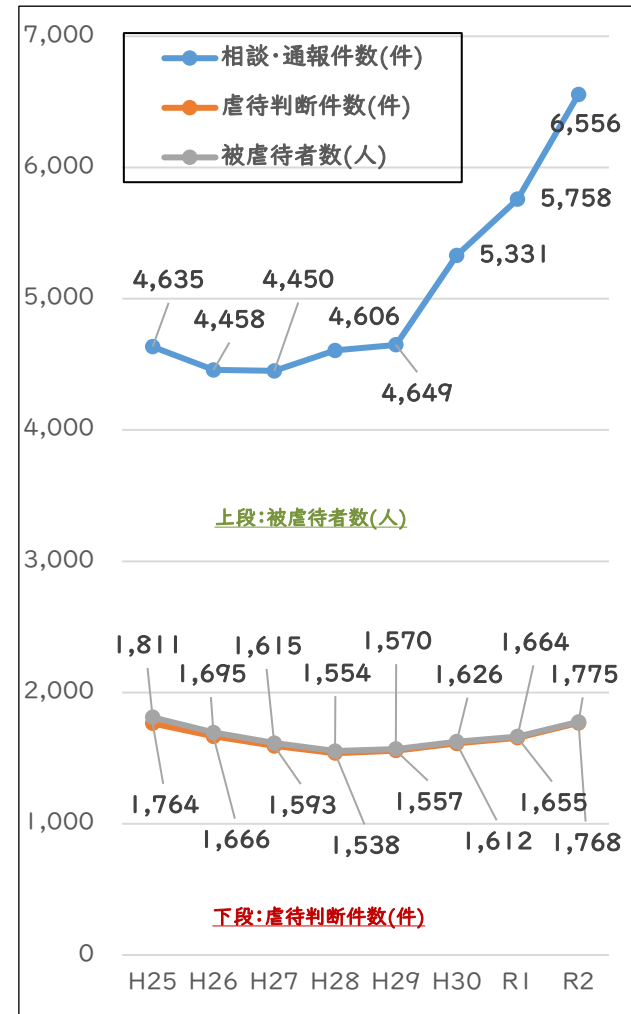
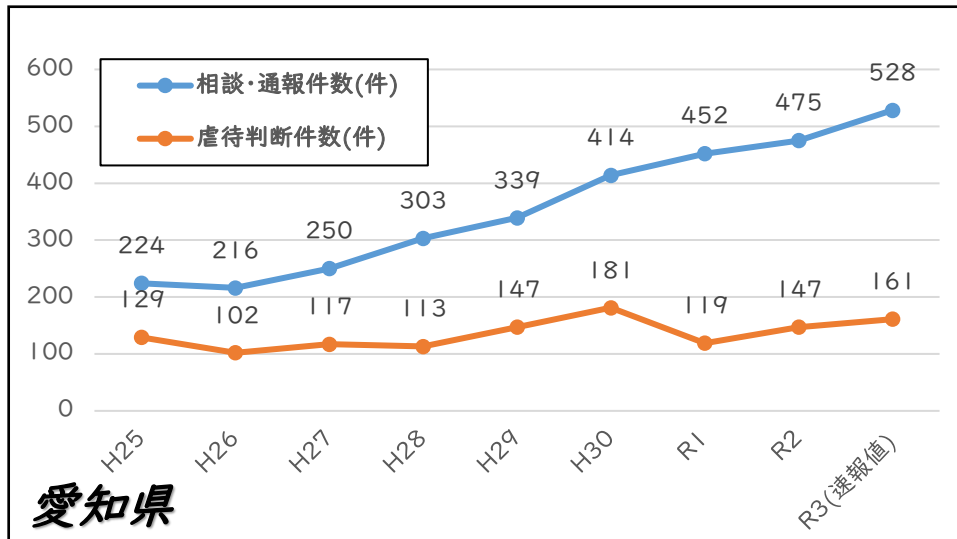


障害者虐待事例の経年比較

本県の
障害者虐待の動向等

養護者による障害者虐待

- ✓ 相談・通報件数は、増加傾向
- ✓ 虐待判断件数は、横ばい
- ✓ 全国と愛知県の経年変化は概ね一致



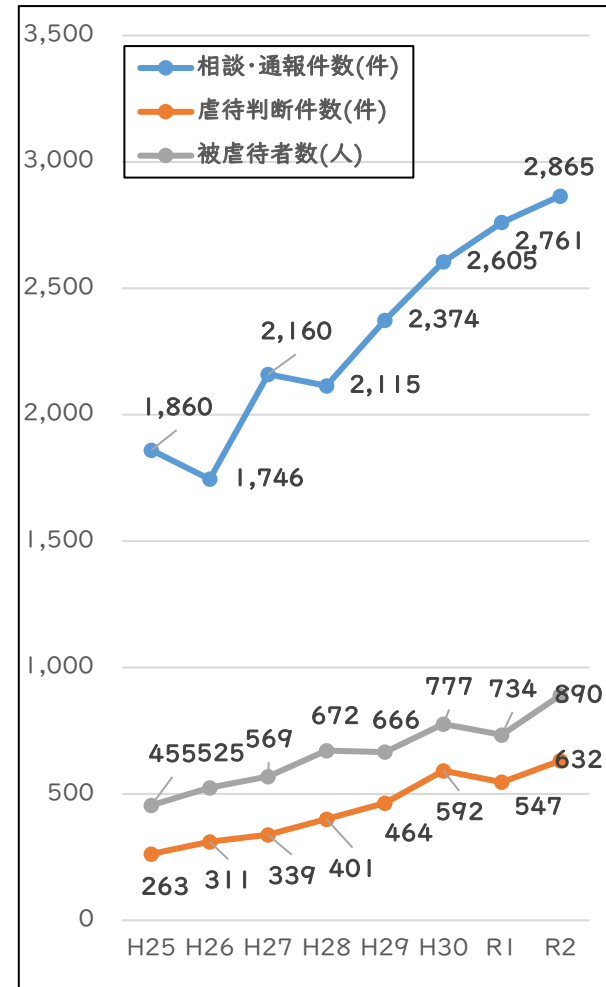
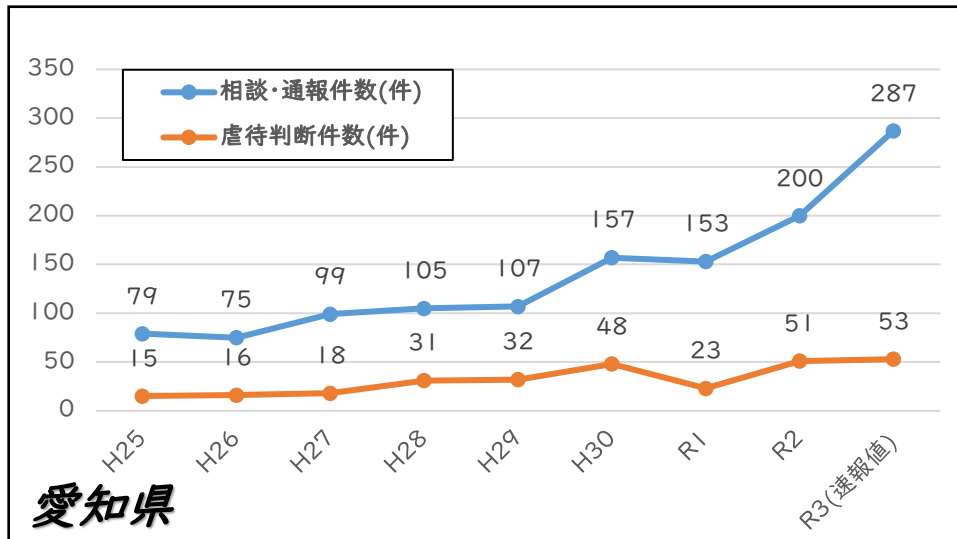
注:平成24年度のデータは下半期のみデータであり、
経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。

障害者虐待事例の経年比較

本県の
障害者虐待の動向等

障害福祉施設従事者等による障害者虐待

- ✓ 相談・通報件数は、増加傾向
- ✓ 虐待判断件数は、緩やかに増加
- ✓ 全国と愛知県の経年変化は概ね一致



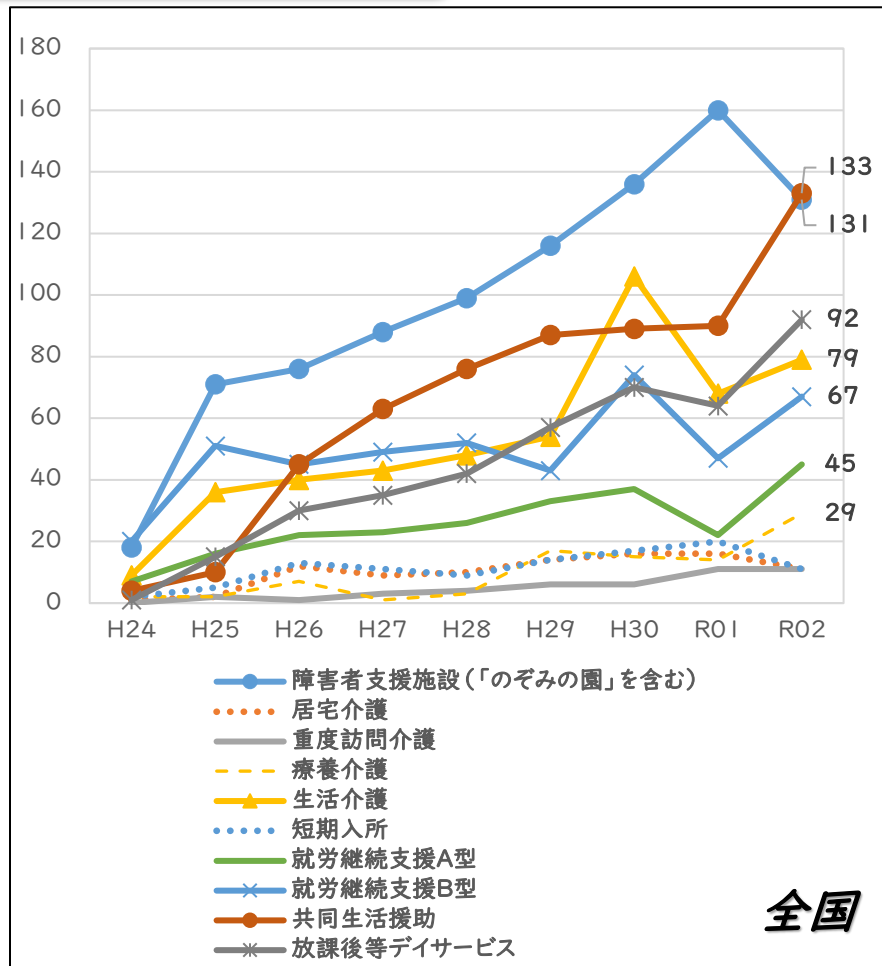
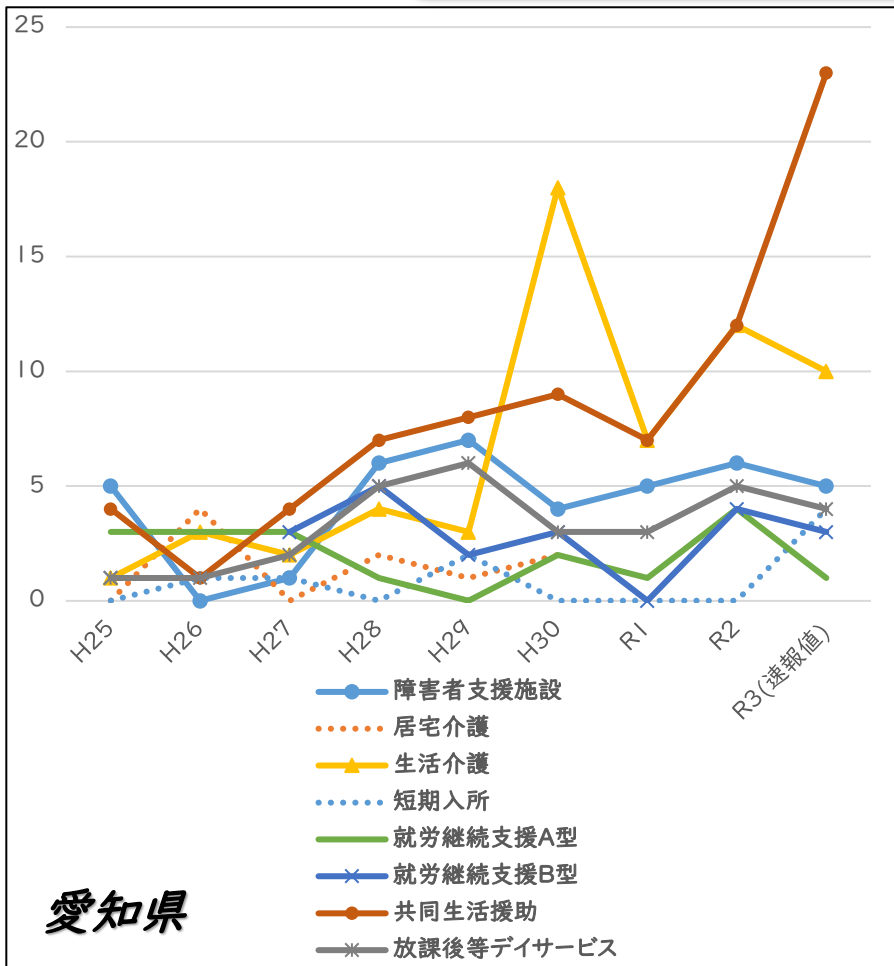
注：平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、
経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。

障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待

本県の
障害者虐待の動向等

施設従事者虐待：施設・事業所種別

※件数の多い施設・事業所のみ

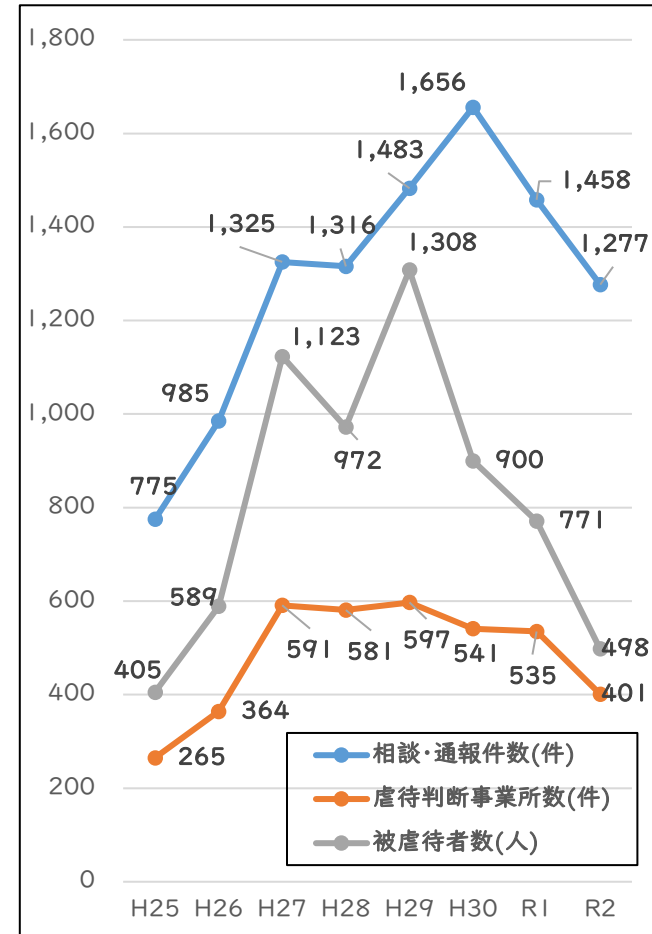
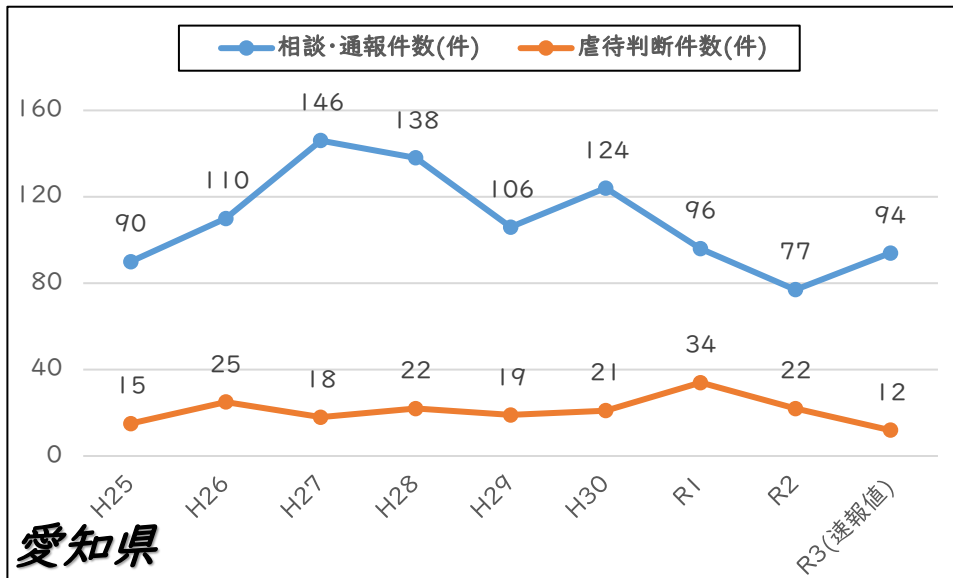


障害者虐待事例の経年比較

本県の
障害者虐待の動向等

使用者による障害者虐待

- ✓ 相談・通報件数は、減少傾向
- ✓ 虐待判断件数は、概ね横ばい
- ✓ 全国と愛知県の経年変化は概ね一致



注：平成24年度のデータは下半期のみデータであり、
経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。

全国

障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待

本県の
障害者虐待の動向等

本県に報告のあった虐待事案とその特徴

身体的虐待（身体拘束を含む）

<虐待者> 入職後まもなく、十分な知識・技術が修得できていない。

<被虐待者> 強い行動障害がある。

<施設・事業所>

職員の入替わりが多く、定着していない。

利用者の受け入れを運営本部が管理している。

運営本部が事業所の実態を十分把握されていない。

<虐待が起きるきっかけ>

適切な利用者への関わり方が確立していない中、不穏になった利用者への対応方法がわからず、夜勤等単独勤務時に、利用者の行動を抑えるため。

<具体的な行為>

利用者から暴力を受けて（受けそうになって）、

殴った。蹴った。髪を引っ張った。

対応職員の独断で、落ち着くまで行動を制限した。

嫌がる利用者を無理やり活動に参加させた。

行動制限していた利用者の個室の鍵を紛失し、食事提供ができなかった。

障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待

本県の
障害者虐待の動向等

本県に報告のあった虐待事案とその特徴

性的虐待

<虐待者> 利用者への距離感が近く、プライベートでの交流がある。

<被虐待者> 知的障害があり、周囲に相談等を行うことが苦手。

<施設・事業所>

職員が利用者と業務以外の時間帯に関わることを認めていないものの、その方針が十分に職員・利用者（家族）に周知されていない。

職員や利用者（家族）への定期的な面談等がなく、確認する仕組みがない。

<虐待が起きるきっかけ>

虐待者が利用者とプライベートでも交流するようになり、自身の好意に対して抵抗がないことから勘違いして、性的な行為に至ってしまった。

<具体的な行為>

面談中に足を触った。無断で裸の写真を撮った。キスや性行為を強要した。

冗談のつもりで、「パンツが見える」「乳もむぞ」等と他者の前で発言した。

送迎時、トイレに立ち寄り、排泄場面を見せるよう誘った。

サービス提供時間外、ホテルや自宅に誘って、性的な行為を行った。

障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待

本県の
障害者虐待の動向等

本県に報告のあった虐待事案とその特徴

心理的虐待

<虐待者> 事業所の運営上、欠かせない職員。

普段から、利用者・職員に関わらず、横柄な態度。

<被虐待者> 軽度の知的障害。職員の声掛け等に応じないことがある。

<施設・事業所>

障害者に対する権利擁護の意識が全体的に希薄。

職員の言動に疑問を感じた職員がいても、管理者等であっても当該職員に注意・指導ができない。

<虐待が発覚するきっかけ>

長時間かけて、虐待者の言動がエスカレート。新人職員が不適切と感じて、管理者に相談するも曖昧な対応のため、退職して匿名での通報に至る。

<具体的な行為>

「ばかやろう」等と暴言を吐く。名前を呼び捨て、命令口調で指示する。

利用者の目の前で物を投げつけ、威嚇して注意した。

大きな物音に驚く利用者の反応を面白がって、不必要に大きな音を出して驚かせた。また、利用者の精神状態を考慮せずに不安を煽る発言をした。

障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待

本県の
障害者虐待の動向等

本県に報告のあった虐待事案とその特徴

放棄・放置

<虐待者> 管理者、施設・事業所を運営する法人代表。

<被虐待者> 施設・事業所の利用者全体。

<施設・事業所>

障害者に対する権利擁護の意識が全体的に希薄。

職員の中には、施設・事業所の方針に疑問を感じている者もあり、支援記録や委員会で報告されているが、適切に取り扱われていない。

<虐待が発覚するきっかけ>

身体的又は心理的虐待事案の通報を受けて、事実確認調査を実施したところ、施設・事業所内で、以前より報告があり、事態を把握していたが、何ら有効な対策が講じられず、繰り返されていることが確認された。

<具体的な行為>

利用者が不穏になった際、必要な支援を行わず、家族にその状態を電話し続け、事態を悪化させた。

事業所が必要と考える食事提供を担当職員が独断で実施せず、利用者への適切な提供がされていなかった。

障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待

本県の
障害者虐待の動向等

本県に報告のあった虐待事案とその特徴

経済的虐待

<虐待者> 管理者、サービス管理責任者

<被虐待者> 障害年金等の金銭管理が難しく、事業所に管理を委託している。

<施設・事業所>

金銭管理の相互牽制体制が確立しておらず、管理者やサービス管理責任者が単独で管理している。

金銭等の管理状況について、利用者や利用者家族等への定期的な確認を行っていない。

<虐待が起きるきっかけ>

金銭管理を行う職員が、施設・事業所の体制の穴を見つけて、秘密に金銭を搾取する。(発覚前に退職する等して、逃亡を図る。)

<具体的な行為>

利用者が入院中にキャッシュカードを預かり、現金を私的に引き出した。賃金控除協定のないものを給与から控除していた。賃金未払い。

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の種類	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ、準強制性交等罪
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。(なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です)。

障害者虐待の早期発見と 通報義務・通報者の保護について

本県の
障害者虐待の動向等

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

II

義務化された 取組等の再確認

障害者虐待の防止と対応の手引きの主な改訂のポイント

義務化された
取組等の再確認

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和4年4月)
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

掲載サイト「厚生労働省 障害者虐待防止法が施行されました 通知・関連資料等」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

- 令和4年度から障害福祉サービス事業所等に義務化された虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置、研修の実施等を含む、改正後の運営基準を記載(P16~)。
- 令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」について記載(P28)。
- 令和3年度の報酬改定を踏まえ、身体拘束等の適正化の更なる推進のため運営基準等の改定内容や身体拘束廃止未実施減算に対象サービスに訪問系サービスを追加した旨を記載(P37~)。

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化

[現 行]

- ① 従業者への**研修**実施（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**努力義務**）

[見直し後]

- ① 従業者への**研修**実施（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化(新規)**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能。
- ③委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない。

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、**減算要件の追加**を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、**運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設**する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を定期的に開催**するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための**研修を定期的に実施**すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位／日）
ただし、**②から④については、令和5年4月から適用**する。
なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

身体拘束廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その**様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**とされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ **※以下のすべてを満たすこと**

- ① **切迫性** 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。
- ② **非代替性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
- ③ **一時性** 身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

**職員一人一人の権利擁護の意識向上
施設・事業所内の体制整備の再確認
よろしく願いいたします**

ご清聴ありがとうございました。

受講後のお願い

次年度の研修の更なる向上に向けて、アンケートのご協力をお願いいたします。

※ アンケートはこちら



https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=60937

参考資料

- 厚生労働省Webサイト:障害者虐待防止法が施行されました 通知・関連資料等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html
 - 虐待防止委員会に係る取組事例集 (令和3年度障害者総合推進事業)
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/disability-welfare-case-studies2022.pdf>
 - 愛知県Webサイト:2021年度愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修 資料
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shiryou-jigyousyo.html>
-